

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金審査会審査基準

制定 平成25年4月1日市長決裁

改正 平成26年4月1日市長決裁

改正 平成29年3月28日東区まちづくり推進課長決裁

改正 平成30年4月1日市長決裁

第1条 企画提案書の優先順位については、別表に掲げる評価基準に基づき審査表（別記様式）により評価及び採点を行い、総合得点の高い順とする。

第2条 企画提案書については、東区総務企画課が審査会において提案内容の説明を行う。ただし、審査会において提案者からのプレゼンテーションを行うことができるものとする。

第3条 総合得点が同点の場合は、別表に掲げる評価基準において重要度の高い項目で配点が高い方を上位とする。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別表

(評価基準)

重要度	項目	審査の視点
1	計画性	事業計画の内容は、具体性、現実性があり、実現可能な計画か。
		事業費の総額は適正か。
		地域の魅力アップにつながるなど、事業の結果、地域が得る価値等が大きなものか。
2	効果	多数の市民の参画を得て実施する事業であり、地域の力を高めるうえで効果的な事業か。
3	先駆性	事業内容は斬新で、地域の特性や課題を踏まえたものであり、他の地域のモデルとなるものか。
4	将来性	次年度以降、自己資金での継続が可能か。
		関係団体との連携が図られているなど、事業の継続が見込めるか。
5	その他	コミュニティ活性化につながるか。
		本事業に対する意欲。

(配点表) 重要度の高い項目ほど配点が高い。

項目 \ 評価	評価できる	やや評価できる	標準的	やや劣る	劣る
計画性	10～9	8～7	6～5	4～3	2～1
効果	10～9	8～7	6～5	4～3	2～1
先駆性	10～9	8～7	6～5	4～3	2～1
将来性	10～9	8～7	6～5	4～3	2～1
その他	10～9	8～7	6～5	4～3	2～1

(別記様式)

審査表

審査委員 ()

団体名	
事業名	

(評価内容)

	項目	審査内容	評価
1	計画性		
2	効果		
3	先駆性		
4	将来性		
5	その他		
合 計			

評価：10段階評価